

## 南宋官会子の論理と実態

本田, 精一  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/25777>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 25, pp.101-129, 1997-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 南宋官会子の論理と実態

本田 精一

## まえがき

新しい時代の到来を電子マネーが表象することく、貨幣は時代の象徴であり、南宋の紙幣は南宋時代を集約的に表現するものといえる。

南宋の主要貨幣は伝統的正貨である銅銭、次第に貨幣的用途を拡大した銀、以前とは質量ともに相違して本格的に使用され普及した紙幣の三つである。銀と紙幣は主に財政、商業取引用貨幣として使用され、銅銭は正貨であるとともに、日常生活の少額貨幣として庶民、兵士等大衆層には不可欠の貨幣であった。銀の貨幣としての普遍的流通は大航海時代以降の海外からの大量流入を待たねばならず、南宋の貨幣史は、銅銭の欠乏と紙幣によるその代替、紙幣普及の歴史であり、その紙幣の価値下落は同時に南宋の国家としての崩壊の過程でもあった。

南渡以後の動乱状態を漸く脱して臨安を首都とした南宋は、国家としての体制を次第に整備したが、その財政的基盤は強固なものではなかった。基礎制度と徴収態勢の不備に加え、社会的腐敗、不正による脱税の横行は、租税特に田賦収入の不足を来たし、恒常的に戦時、準戦時態勢下にあつて多量の軍餉調達、戦費支弁に迫られる国家財政は困難を極めた。その軍事費は中、後期には国家財政の七乃至九割に及び兵員数は一〇〇万に達したとされる。当時兵員一人当たりの必要経費は年額二〇〇貫ともいわれ、傭兵の給与である錢糧衣賜のうち、一般兵士の俸銭は錢での支払いが通例であり、銅銭行使地域の駐兵数が総数の半分としても、莫大な俸銭用の銅銭を必要とした。俸銭支払いについての兵士の不満は士気の低下、軍規崩壊の原因であり、南宋国家にとってはこの兵士俸銭用の銅銭確保は至上命題の一つであった。<sup>1)</sup>

しかし、南宋の銅錢鑄錢量は平均して年間二十万貫に達せず北宋期の一割以下であり、更に貿易による国外への流出、銅器具への銷鎔、退蔵により銅錢の欠乏に苦しみ、南宋末期にはついにこの兵士の俸錢すら紙幣で支払うに至り、南宋国家は崩壊滅亡した。

凡そ銅錢、銀、紙幣の三者が併用され流通するには、正貨であり日常生活の通貨である銅錢を基準とする比価（相場）が成立し、相互に換算可能であることが前提になる。

南宋の紙幣は計数単位名称を銅錢と同じく貫、文とし、全国的に流通した紙幣である官会子一貫文は銅錢七七〇文足と法定された。当初は銅錢七七〇枚と兌換される紙幣として発足したが、やがて乾道四年（一一六八）の制度改正により不換紙幣となった。

紙幣相場の安定は国家財政安定の基本であり、そのための法的強制措置と所謂称提により発行残高の回収圧縮を並行させる等各種の対策を講じたが、相次ぐ増発により次第に公定相場と乖離した市中相場が支配的になり、紙幣価値は下落の一途を辿った。

小論は南宋の代表的紙幣である官会子（以下会子とする）を対象に、その相場と変動の問題点を経済論の視点から検討し、その論理と実態を明らかにすることを試みた。

## 一、会子の対銅錢相場

(一) 官の論理・固定相場の法定と錢会中半制度

(1) 固定相場の法定と強制

乾道四年以降不換紙幣となった会子は依然毎貫銅錢一貫文省、銅錢七七〇文足に等価として強制通用力を付与され、受取拒否と七七〇文足以下での換算による使用は嚴罰をもって臨んだ。

随勅申明 乾道七年五月五日

行使会子、不得邀阻減剋、如有違戾、許諸色人於所在陳告、每名追賞錢五拾貫、犯人從重斷罪、追賞。（『慶元條法事

類』雜門）

官は制度上銅錢と兌換の途を遮断したが、会子の価値を七七〇文足として確立し、会子による財政運営を凶らねばならない。貨幣制度は国家の基本であり、洋の東西を問わず貨幣大権的思想が存在する。支払手段としての貨幣を決定するのは国家であり、それは法により厳守されねばならないとする。この「錢幣之權當出於上」とする官の論理は、会子每一貫を銅錢七七〇文足と定め強制通用力を付与し、その対銅錢相場を不可侵の存在とし、相場以下での使用は家産の没収、流罪の嚴罰に処しその遵守を強制した。

既に相場の低落が顕著になった寧宗嘉定年間（一一〇八―一一二四）には、特にこうした処罰が多発し地方志にもその記事が見られ、明州の醸造請負者の張その他が会子を法定相場以下の市中相場（時価）で使用し処罰されている。

嘉定五年、承抱人張良卿等、以低價行使官会、違背指揮、籍没家産。（『宝慶四明志』五敘賦香泉庫）

こうした強制措置はすくなくとも官が関与する会子使用の場においては、強く意識され法定相場を支える威圧的效果があったと考へる。

これに関連して、『名公書判清明集』に興味ある買戻し条件付き土地売買の判例がある。時期は理宗嘉熙四年に新たに一八界会子（新会）が発行され、それまでの一七界会子（旧会）の行使比率は新会の五分の一、即ち一七界会子一貫は一八界会子二〇〇文と等価に制定された。従つてこの判例はそれ以降の淳祐年間（一二四一―一二五二）のことと思われる。原告李辺は被告唐仲照に売渡した田地を、見錢五〇貫と官会六五貫で買戻しを請求し、買主の被告は見錢一二〇貫で買ったのだから、見錢一二〇貫での支払いを主張して長期の訴訟になっていた。以下の判決のとおり原告李辺の敗訴となった。

李辺贖田之訟、凡九載。具家所定与漕司所断、皆以李辺為不直。当職今将案贖逐一披閱、見得李辺果は無状之甚、供吐之間、說條道貫、不但欲昏頼典主、直欲把持官司。執減落会価為詞、一則曰有違聖旨、二曰有違聖旨、使官司明知其非、琴縮而不敢加之罪、典主明遭其誣、窒礙而不敢与之争。（中略）称提楮幣、朝廷之法、固曰斷斷乎其不可違。（下略）今李辺乃欲以見錢五十貫、官会六十五貫、而贖唐仲照見錢一百二十貫典到之業、何不近人情之甚邪。強之不從、而遂訟以減落会価、經具經台、咸不得逞、復不知止、又來經州。叢爾編氓、具令折之既不從、監司折之又伏、則其狡猾亦可知矣。且觀唐仲照不肯退業之因、只持見錢典見錢贖之說、初未嘗欲以時価折估官会、安得橫以減落百陌之罪誣之。向使当來果是錢会中半、其時旧会係作七百七十行使、今既減作二百文省、則李辺亦当以五價一、除五十貫見錢之外、尚合還旧

会四百五十余貫。縦曰取贖之時、在朝廷新会未出之前、旧会未減之日、則亦不応以六十五貫官会、而準七十貫錢、此雖三尺童子、亦知其必不可行矣。（『名公書判清明集』卷九「典買田業合照當來交易或見錢或錢会中半收贖」）

「訴訟は全部で九年かかった。県の裁定と転運司の判断は、いずれも李辺を非としている。本官がいま、事件の書類を逐一もといて調べたところ、李辺は確かに言語道断も甚だしいということがわかった。供述の間、法文の一つ一つに口をはさみ、質取主をだまらそうとするばかりか、官司を味方に、会子の値段を安くしたことに固執する。口を開けば、一にも二にも聖旨に違背しているといい、官司が明白に彼の非を知りつつも、萎縮してしまつて、罪科を加えようとせず、質取主が彼の誣告にあつてゐることが明白でも、鬱屈してこれと相争おうとしないようにさせてしまつて、（中略）紙幣価値を維持することは、朝廷の法であつて、もとより絶対に違反してはならぬ。（下略）」

いま李辺は見錢五〇貫、官会六五貫で、唐仲照が現金百二十貫で質どりのした業を買戻そうとしている。これは人情にそむくこと甚だしいものではないか。強要しても従わないので、そのまま、会子の値段を安くしたと訴へ出た。県と台（転運司）の役所を経て、すべて目的を達することができぬのに、やめる分別とてなく、またも州の役所に申し出てきた。卑小な民の分際で、県知事がこれをくじき従えんとしても従わず、監司がくじき従えようとしても服さないとすれば、その狡猾さは知られよう。

その上唐仲照が業（田地）を手離そうとせぬ理由をよくみると、現金で質どりのしたものは現金で買戻す論理にしがつくだけで、時価で官会に換算しようとする全然希望してはいない。どうしてみだりに、価格を安くした罪で誣告できようか。もしその時、本当に現金と会子で折半していたなら、その時の旧会子は一貫当たり七七〇文で通用していた。現在は二〇〇文省に下がつてゐるとすれば、李辺もやはり五で一を償うべきである。五〇貫の現金のほか、なお旧会子四百五十貫余りを返還する必要がある。たとえ、買戻しの時は、旧会子が下落していなかったといつても、やはり六十五貫の会子は七十貫の現金に相当させるべきではない。これは三尺の童子でも、やはり決してやつてはいけなさと知つてゐることだ。」

判決は買戻しは売戻した時の条件にてらし、全額見錢か会子見錢半々ですべきとしてゐる。注目すべき主旨の第一は被告は見錢で買つたので、あくまで見錢での買戻しを要求しているのであり、時価（市中相場）で会子を換算する会価減落の意図はない。会価減落の罪にあたるというのは原告の誣告であるとする。第二は現時点における法定相場の厳守である。現時

点では旧会（一七界会子）五が新会（一八界会子）一の法定比率であり、それぞれ法定相場は二〇〇文省（一五四文足）一貫文省（七七〇文足）である。現在での買戻しはそれを基礎に行われるべきとする。仮に一二〇貫のうちの七〇貫を旧会で支払うならば四五四貫支払うべきであるとする（ $7000 \times 0.154 \times 11 = 11045.4$ ）。それとともに注目すべきは訴訟の雰囲気である。李辺が「有違聖旨」として固執主張する会価減落の問題、法定相場違反の重みは、唐仲照を反論させないのみならず、県、転運司の官僚を萎縮させ慎重な取扱いを余儀なくさせているのである。

しかし、もし唐仲照が七〇貫の見錢を一七界会子四五四貫で受取ったとしたら、彼は不幸であったに違いない。地方志の記事によれば当時の市中相場（時価）は、次ぎのごとく法定相場毎貫一五四文足の半分以下の毎貫七〇文である。誰も承知しながら口にしなかつたに違いないが、見錢七〇貫の時価換算は、一七界会子一〇〇〇貫になる。

その市中相場の実態を地方志に見ると、淳祐元年（一二四一）建徳府では法定相場は一七界会子一貫は新会子の五分の一、一五四文とされており、一七界会子二〇〇文は銅錢三〇枚余（ $154 \times 0.2 = 30.8$ ）の価値があるとされるが、実際は副食物一つ買えないとしている。

自十七界会准、朝省指揮作一百五十四文行用、於是旧会一貫比折新会二百、（中略）二百文会雖官価有三十余鏹、而物価無一筋菜羹。（『嚴州図経』一学校）

更に同史料には次のごとき会計記事がある。

日収五百文会九百四十四文足。

これにはさらに次ぎのごとき注記がある。

「都稅務納福昌店賃屋錢三十五文足五百文会、屋錢九百九文六分足」

これによれば、見錢三五文足が会子五〇〇文であるから、一七界会子一貫は七〇文足で換算されている。（35文足=500文会1貫会=70文足）

上記の一七界会子二〇〇文の副食費は実際には銅錢一四文（ $70 \times 0.2$ ）にしかならない。

淳祐四年（一二四四）明州においても一七界会子の時価は一貫が七〇文である。

四年（中略）息錢一千五百貫会十七界、内見錢二十八貫足抵四百貫。（『宝慶四明志』卷五敘賦上）

会子の時価換算を重罪とし法定相場を不可侵とする前掲の判例と、同時期の地方志に堂々と記載されている会子の時価換算はどう関連させて考えるべきであろうか。

(2) 銭会中半制

不換紙幣である会子に強制通用力を付与したが、その相場を維持する基本は、乱発でない控えめな発行量であることは認識されていた。孝宗が会子の発行量と相場維持に神経質なまで配慮したことはよく知られている。

朕以会子之、幾乎十年睡不着。(『容齋三筆』卷一四官会折閱)

このため発行会子の償却を銅錢、銀、塩鈔、茶引、度牒、官誥等の放出により回収し、発行残高の圧縮に努力した。こうした所謂称提が会子相場維持の基本策であり、これを補完し残高の適正化と会子偽造防止に有効な制度としては、流通期限と発行限度を規定する界制の制定であった。しかし、制度として有効なこの界制は、乱発が続くにつれ次第に遵守されなくなり、ついには廃止されるに至った。さらに相場維持と流通の基準として採用された制度が二つある。一つは前述した固定相場の強制であり、二つが銭会中半制である。会子は発行直後から船便のない地域を除き上供と官僚、将校の俸給支払いには、銅錢、銀と会子の一定比率での組合わせ使用を制度化した。ただし、一般兵卒の給与は錢による支給を重視し変更していない。

紹興三十二年、(中略)其路不通舟舩上供錢、許盡輸会子、其沿流州軍、錢会中半。(『宋史』卷一八一食貨下三)

乾道八年、樞密院言、二月為始、諸軍七人例以上、二分錢、三分銀五分会子、五人例、三分錢、四分銀、三分会子。軍兵折麥、餐錢、全支錢。(『宋史』卷一九四兵八)

銭会中半制は錢(銀)と会子との組合わせ比率を五分五分とした標準的方式である。

隨勅申明 乾道六年閏五月九日

勅諸路總領監司、州軍受納解發錢貫、須是會子見錢各半、仍令總領監司歲終具奏、本司今歲受納遇州軍、錢貫若干、會子若干、見錢若干、諸州軍亦具奏、今歲解發遇某司、錢貫若干、會子若干、見錢若干、並各依實声、說不得虛裝會子之数、日後違戾以違制論。(『慶元條法事類』財用門一)

州軍の出納監督官である總領、監司は、州軍から受納する金錢を会子と見錢半々にすべきこと。年度末には銭会合計額と内

訳である会子額と見銭額を報告すること。それと並行して州軍も監督官衙に送付した明細を同様に報告すべきこと。実数によるべきで虚偽の報告は違反行為と判断されると下命している。

乾道四年以降兌換による等価関係を遮断され不換紙幣となった会子は、この銭会中半制が銅銭（銀）との関係を維持する唯一の手段となる。兌換という具体的な措置でのリンクはされないが、銅銭と計算的にリンクされることで、每一貫が銅銭七七〇文に相当する計数貨幣としての地位が確立される。銭会中半制に代表される各種組合せ制度の意義は、第一は会子と銅銭を混用しての流通における計算的位置づけの確立であり、第二は銅銭の確保である。銭会中半が会子発行量を少なくし、相場の維持安定に有益な制度であるとする考え方があがるが疑問である。<sup>5)</sup>

何故ならば、会子一貫と銅銭七七〇文を等価とする固定相場での計算は、銭会半々の貨幣循環において会子量を銅銭量との比率で一定水準に抑制するには、最低必要条件として銅銭が会子の増加量に比例して増加することが前提となる。しかしながら、事実の経過は初期を除き恒常的に会子が増発され、反面銅銭は比例して増加することなく、むしろ次第に減少して相場は下落した。固定相場による銭会中半制は、会子制度の枠組みの一つの柱ではあるが、相場安定装置として機能するものではない。

## (二) 貨幣の論理・市中相場（時価）の形成

### (1) 市中相場形成の論理

銅銭と会子が通貨として並行流通して売買に使用される場合は、当然のことながら商品にはそれぞれ銅銭建て価格、会子建て価格が成立する。

李安国言。本所見今就鄂州置場收糶。(中略)朝廷行下会子、不無折閱。若用会子一貫四百文省、得米一碩。以見錢紐算、每升只計錢八文四分足。(『宋会要』食貨四〇之五四 乾道九年閏正月七日)

これによれば、会子の流通は銅銭建て価格とは別に会子建ての価格を成立させているが、会子と銅銭は各々購買力を異にし、米一石を買うのに会子は一貫四〇〇文を要するが、銅銭は八四〇文で足りるとしている。

即ち、会子一・四貫 $\parallel$ 米一石 $\parallel$ 銅銭八四〇文(8・4 $\times$ 100)の関係が成立している。それで会子一貫は銅銭七七〇文と相場は公定されているが、実際の比価は次ぎの算式のとおり、会子一貫 $\parallel$ (840文 $\cdot$ 1 $\cdot$ 4=600) 六〇〇文となる。公定相場よ



りは一七〇文、二割二分下落した相場が形成されている。

これは次のごとく考えることにより理解される。仮に銅錢一貫 $\parallel$ 米一石、会子一貫 $\parallel$ 米一石の状態が成立している。しかも両者間に銅錢一貫（七七〇文足） $\parallel$ 会子一貫の關係があるとする。米の取引數量及び貨幣の流通速度は一定とし、何らかの事情で会子が二倍の二貫に増加したとすれば、会子と米の需給は会子二貫 $\parallel$ 米一石で均衡が成立する。その結果米一石 $\parallel$ 銅錢一貫 $\parallel$ 会子二貫となり、会子一貫は銅錢半貫の三八五文足の新しい相場が成立する。銅錢と会子の異種貨幣間の相場は基本的には、それぞれの數量と購買力により決定されるのである。

ある貨幣の購買力は、その貨幣の數量と商品數量との需給關係で価格として表現される。この關係は、「錢重物輕、錢輕則物重、其勢然也。」（『宋史』食貨下二）として認識されていた。貨幣である会子の數量が過多であれば、その購買力は下がり会子相場が下落することは承知されていた。しかし、南宋の国家財政と通貨事情は、その認識を超え敢えて官の論理による相場を強行せざるを得ない情勢にあった。

## （2）貨幣（両替）市場（money market）の拡大と異種貨幣間の需給相場

南宋の主要貨幣の錢、銀、会子の三貨が並行的に流通するには両替が必要条件であり、金銀鋪（gold smith 兼 money changer）等による貨幣を取引する市場が成立し、各種貨幣間の相場較差と需給事情を利用した投機を含む貨幣売買が行われた。更にこの市場には純然たる両替商のみならず塩商その他大商人で所謂停塌之家とされる投機商人、商人以外に富家巨室、大姓とされる宗室、官僚を含む資産階層が参加し相場を動かしていた。貨幣の流れ（money flows）は、財政収支による官民間と民間商取引による二つがその主流となる。財政支出として民間に流れる官僚俸給等の行政費、軍人俸給、糧秣資材調達費等の軍事費であり、財政収入として民間から官への流れは商税、各種付加税を含む租税と専売品の購入代金である。この流れに沿って首都である臨安始め州、軍、県治の所在地である都市に貨幣市場が成立し、総領所、權貨務、市舶司等の經濟財務官庁の所在地は盛況を呈していた。

商品生産の拡大と都市、市鎮の発達による大口商取引と都市型消費生活は、商取引による貨幣流通を活発にし、財政収支の流れと複合しながら首都をはじめ各都市における貨幣市場を形成した。首都臨安の金銀鋪繁盛の一端を窺う記事がある。

都城天街、（中略）自五間樓北、至官巷南御街、兩行多是上戸金銀鈔引交易鋪、僅百余家、門列金銀及見錢、謂之看垛

錢、此錢備入納算請鈔引、並諸作匠爐鑄紛紜無數。(『都城紀勝』鋪席)

こうした会子と銅錢とを売買する貨幣市場は、臨安等の大都市のみならず地方都市にも存在していたことは次のごとき記事からも窺える。

嘉興の聞人堯民は、楚州の録曹に任官することになったが、その母親は年老いて郷里から離れようとしないので、弟舜民に扶養を任せて独り赴任した。三カ月経って貯蓄した俸錢一〇〇貫で会子を買ひ、下僕に持たせ郷里の母に渡すことにした。

聞人堯民伯封嘉興人也。淳熙六年赴楚州録曹、母春秋高、不肯去郷里、乃囑其弟舜民侍養、而獨之官。經三月、積俸錢百千、買楮券、遣僕持歸遺母。(洪邁『夷堅志』支癸卷三聞人氏事斗)

銅錢の出納をする役人が、衙門所在地の貨幣市場において、法定相場と市中相場の差額を利用して不正な蓄財をすることが多かったと思われ、次のごときことが珍しい美談とされている。徐経孫が瀏陽県の主簿に在任中のことであるが、州治所在の潭州へ銅錢で徴収した牙契錢上納の宰領を命ぜられた。ある者が、朝廷は一七界会子を發行して使用を指令しているから、この銅錢を会子に替え、法定相場による会子で相当額を納入すればよい。それで容易く大儲けできると薦めた。経孫はこの錢は公金であり、私する不正はできないと断固拒絶し、悉くその錢を納入したとある。

徐経孫字中立、初名子柔。宝慶二年進士、授瀏陽主簿、潭守俾部牙契錢至州、有告者、曰朝廷方下令頒行十七界会、令若此錢皆用会、小須、則幸而獲大利矣。経孫曰、此錢取諸保司、出諸公庫、吾納会而私取其錢、外欺其民、内欺其心、詰且、悉以所部上之、其人驚服有愧色。(『宋史』列伝一六九徐経孫)

貨幣市場における各種貨幣の需給関係は、時期地域により変化し基本相場を変動させる。例えば銅錢在高の乏しい地域では、納税のための銅錢需要が納税期に増大し銅錢相場を騰貴(会子の下落)させる。商品取引時期に会子在高の少ない地域では会子の需要が増大し、その相場を上昇させる。これに投機が加わると変動幅が激しくなり、各地の会子、銅錢、銀の相場の地域差を生じる。会子相場は首都から遠距離ほど低いとされるが、官が臨安の会子相場には特に配慮し対策を講じたこともあるが、基本的には各地における会子、銅錢、銀の需給関係であり、貨幣市場の発達程度の如何によると考える。変動する貨幣市場の様相とそれに一喜一憂する状況がある。

淳熙十二年、邁自婺召還、見臨安人揭小帖、以七百五十錢兌一楮。因入對言之、喜其復行。(中略)是後囊弊又生。(中

略) 迨慶元乙卯、多換六百二十、朝廷以為憂、詔江浙諸道、必以七百七十錢買楮幣一道。(『容齋三筆』卷一四官會折閱)

臨安に帰任した洪邁は、臨安の両替商人が会子の相場表を掲示して営業しているのを見た。相場は七五〇文であり、二〇文の売買(両替)手数料を徴収している。二〇文の手数料は当時官の新旧会子交換の手数料と同額で妥当とされたのであろう。

乾道四年、(中略) 随界造新換旧。(中略) 每道收靡費錢二十足。(『宋史』卷一八一食貨下三)

こうした会子売買状況を見た洪邁は、早速に会子の相場は法定相場七七〇文に回復したとして上奏し孝宗が喜んだとある。しかし、一〇年後の寧宗慶元元年には六二〇文に下落したとしている。

貨幣市場における通貨需給如何では、会子相場は法定相場を超えることがある。以前から会子の対銅錢相場が八〇〇文に上昇していたが、発行された会子が運ばれて石首に到着したとき更に相場が騰貴した。商人たちは会子を搭載した輿を指さしながら、その量の少ないのを憂慮している記事がある。

孝宗方造券、以便民用。(中略) 上意士論猶未信、其然至於今日驗矣。先是每券以八百、券至石首時、則価又踊。愚民至指乘輿、以造券不多為苦。(葉紹翁『四朝見聞錄』卷二楮券)

嘉定三年には商人の投機も加わり、会子相場が約半分に暴落した。しかし塩鈔の買入れは法定相場での使用を認めざるをえない官は苦境に陥った。急遽会子建て官価を期限付きで値上する臨時対策を措置する事態が見られる。塩鈔官価の値上げで間接的に相場下落を容認するが、法定相場は変更せず固守し建前は維持している。

亭塌鈔引之家、低價買会每費用錢三四百文、及納官却作一貫見錢直使、又增長旧鈔之価、每塩一袋完官会百貫以上。自今指揮、到日塩鈔、官錢每一袋增收会子二十貫。(中略) 及一百万袋、即与住免增收。(『宋会要』食貨二八之五二)

以上を要約すると会子の対銅錢市中相場は、第一に各々の流通量と購買力により基本的に規定され、第二には貨幣市場におけ各々の時期的、地域的需給関係により変動する。

### (3) 会子・銅錢・銀三者間の相場

前述した相場決定の原理は貨幣としての銀が参入し、三者が並行流通する場合も変化せず妥当する。会子対銅錢、銀対銅錢相場が成立すれば、対銅錢相場を介して会子・銀の相互間の相場も同時に成立するのである。従って銅錢基準の会子、銀

のそれぞれの対銅錢相場が整合性をもって均衡成立し、三者は相互に換算され並行して流通する。

例えば、ある市場における会子一貫の市中相場が銅錢二五〇文足であり、銀一両が三五〇〇文足であれば、銀一両は会子一四貫の相場が成立する。各単位ごとには会子一貫 $\parallel$ 銅錢二五〇文足 $\parallel$ 銀一四分の一両、銅錢一貫文足 $\parallel$ 会子四貫 $\parallel$ 銀三・五分の一両、銀一両 $\parallel$ 銅錢三・五貫文足 $\parallel$ 会子一四貫となる。しかし、未だ銀は本位貨幣としての地位は確立せず、銀建て価格は一般化せず、銅錢乃至会子との換算を経て貨幣として流通した。しかし、この三者間の相場の均衡、整合性を否定する見解がある。

加藤繁博士は論文「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子の関係について」(『支那經濟史考証』下巻昭和四九東洋文庫)において、次のごとき所論を展開している。

「李曾伯の可齋續藁(後卷六)宝祐六年の回奏宣諭の文には、

近蒙朝廷於買馬錢内科降銀二万両。令作備禦支用。今新戊軍到。只得以此銀兌錢(この錢は会子を意味す)支給。然銀二万両。每兩作十七界会八十貫止(止は文の誤であらう)共計一百六十万貫。云々。

とあり、同卷六奏已 管銀兩の文にも、

照对。本司昨準朝廷支降銀二万両。(中略)其銀每兩八十貫文。共計十七界官会(会の下に百の字を脱す)六十万貫。

とあって銀一両が会子八十貫に直したことを述べている。この上奏文は、李曾伯が湖南安撫大使兼知潭州として理宗宝祐六年(一二五八)上ったもので、これに依つて、当時、湖南方面で銀一両が会子八十貫に直したことが知られる。湖南方面に於ける会子の価は両浙方面よりも低かったではあるが、この頃は一般に会子の市価が崩れ立っていたのであるから、恐らく各地方大差無く、両浙でも江東西でも、また行在でも、銀会の交換相場はこれに髣髴たるものであったらう。前に述べたやうに、淳祐十二年、廣東に於いて銀一兩の市估は三千五百文であった。景定四年、行在に於いて会子一貫の官估は二百五十文であった。今仮りに、宝祐六年、湖南に於いて、銀一両が錢三千五百に直し、会子一貫が二百五十に直したとし、総べて足錢と見做して計算すれば、銀一兩は会子十四貫に当たるわけである。然るに右に掲げた如く、銀一兩につき会子八十貫であった。即ち銀一兩を錢に換え、錢を会子に換えれば、会子十四貫と為り、銀を直接に会子に換えれば八十貫となったのである。銀に対する会子相場の下落したことは驚くべきものありと謂はねばならぬ。銀会子交換相場は、右の外、殆ど目に

触れないやうであるが、この種の相場も、以前より一恐らく会子制度樹立後久しからずして成立し、そうして銀と銭との交換相場よりも、数等大なる波瀾を描いて変動し来たこと、察せられる。(衛湮の上奏文に「官会與銀価。常相為消長。会子輕則銀重。会子重則銀輕」とあるのは、この銀会交換相場を指すに外ならぬであらう) 銀と会子とは、或は相助けるやうな情勢とも為り、或は相争うやうな形とも為り、しかも大體に於いて一種の調和を保ちつ、南宋末期に至り、そうして寧宗の末から理宗に亘る時期に於いて、会子の貨幣としての信用が根底から揺らぎ出し、銀の通貨としての地位と会子のそれとの間に非常な懸隔を生じ、会子は到底銀に追隨することが出来なくなつたのである。これは金及び蒙古に対する抗戦の費用を弁せんが為め会子の濫発された結果であつた。(一五七―一五九頁)

換算の基礎とした景定四年の行在における会子相場を、官估であり毎貫二五〇文足とした理由は次のごとくである。

「越中金石記(卷七) 岷県尹余公道愛碑には、

(上略) 亡宋景定四季癸亥。内批。以越穿蠶。夏絹老匹。折納十八界会拾貳貫。永遠為例。故碑具存。時十八界壹貫。准銅錢貳伯五拾文。拾貳貫計銅錢參貫。云々。

とあつて、景定四年(一二六三) 十八界会子一貫を錢二百五十文に準じたとあるが、次ぎの事例に照らしてそれが官估であることが察せられる。宋史食貨志下三会子の部には、

咸淳四年。以近頒見錢関子。貫作七百七十文足。十八界每道作二百五十七文足。

とあつて、度宗咸淳四年(一二六八) 十八界会一道即ち一貫を錢二百五十七文足と定めたことを示している。(一五五―一五六頁)

正確を期するため長々と引用したが、博士の所論を要約整理すれば次の通りである。宝祐六年(一二五八)、湖南の銀一両が錢三五〇〇文足、会子一貫が二五〇文足とすれば、銀一両は会子一四貫(3500÷250=14)に当たる。然るに實際は銀一両は会子八〇貫であつた。それ故銀一両を錢に両替し、その錢を会子に両替すれば一四貫となり、銀を直接会子に両替すれば八〇貫となつたのである。それ故銀・錢相場と銀・会子相場は直接には結び付かない。

さらに、この種相場の存在を見れば、こうした銀会子交換相場は会子制度発足後間もなく成立し、銀と錢相互間の相場変動よりはるかに大幅な変動の経過をしてきたものと考えるべきである。銀・会子間の相場は、銀・錢の相場とは別個独立的

に成立し変動するものである。こうした論拠をもって銀・錢・会子三者間相場の均衡的整合性の成立、共通換算基準の存在を否定しているのである。

果たしてこの博士の論拠は正当であらうか。結論から言うと博士は換算に使用した会子を誤り、そのための間違つた所論に到達したと断定せざるを得ない。以下その理由を述べることにする。

①博士は引用した史料に銀の会子価格の換算に使用した会子の種類は、一七界と明記しているにもかかわらず、それを無視して一八界会子の相場により換算している。これは宝祐六年（一二五八）当時、会子は一八界会子（新会）と一七界会子（旧会）の二種類が、五対一の比価（新会一貫 $\parallel$ 旧会五貫、旧会一貫 $\parallel$ 新会二〇〇文）で並行的に流通していたことの認識がなく、そのため一七界、一八界すべてが会子相場は同一と考えたに外ならない。『清明集』の判例及び地方志によりその流通と相場については既述したとおりであり、一八界会子は嘉熙四年（一二四〇）に発行され、同時にそれまでの一七界会子は廃止はされず五分の一に減価され引続き使用されるようになっていたのである。

（嘉熙）四年九月令措置、十八界会子収換十六界、將十七界以五準十八界一券行用。如民間輒行減落、或官司自有違戾、許徑赴台省越訴。

②そのため、湖南の銀・会子相場の換算は一八界会子の官估により可能と考え、その相場を景定四年（一二六三）の行在における二五〇文が利用しうるとして適用している。一八界会子一貫が官估二五七文足に設定された時期は、一八界会子が見銭関子の発行により、官估を関子の三分の一である二五七文足に切下げられた咸淳四年であつて、それに先立つこと一〇年の宝祐六年には、未だ見銭関子は発行されず、一八界会子は新会としての地位を占め、その官估は七七〇文足であつた。

③それならば宝祐六年当時の一八界会子と一七界会子の時価は如何なるものであつたか。既に淳祐年間（一二四一—一二五一）の前期、建徳府及び明州において、一七界会子の時価はいずれも七〇文であつたことにはすでに見たところである。一七界会子一貫は一八界会子二〇〇文とされたので、一八界会子一貫はその五倍の三五〇文となる。その後も会子の対銅錢相場の下落傾向は依然続いたが、理宗期の後半はその時価は各々五〇文、二五〇文で会価が比較的安定したとされている。

史嵩之廢十六界、行十八界、以準十七界之伍、而十七界僅直銅錢五十文、十八界直二百五十文、庚子至甲子閱歲二十五、民頗安之。（百廿午『左史諫草』）

『四明統志』卷第四によれば、

東門庫

宝祐四年十一月（中略）自六年正月、始不以冷旺月、月納息錢一万貫、紐作見錢五百五十貫足。息錢一万貫は会子であり、毎貫五五文足の相場で換算されいてる。(10000×0.55=5500) この会子は一七界会子と明記はされていなが、同上史料には次のごとくあり、当時の庫の会計には一七界会子が多見される。

酷酒庫

元管（中略）比旧額增收息錢、四十五万三千一百二十一貫四百五十四文十七界。

これらから明州では宝祐六年一七界会子は毎貫五五文足であった。一七界と一八界は併用され元本は一八界、利息一七界で計算されていた。

定海県漕浦坊、宝祐六年十月、（中略）経総制司庫、撥本錢二千貫十八界、月拘息一千六百七十貫十七界。

以上を勘案すると、宝祐六年当時において全地域的に見た場合は、一七界会子は毎貫五〇文足、一八界会子は二五〇文足の相場を中心に、各地の貨幣市場の状況により各々上下一割程度の幅のある相場において流通していたのであり、湖南の銀価一両八〇貫とされる会子価格は一七界会子としなければならない。

そこで博士の仮定に従って湖南の銀価を三五〇〇文足として計算すると、会子一貫は四三・七五文足(3500÷80=43.75)になる。史料の一般的時価である五〇文足より一割余り低いが、一七界会子の時価と見做してよい範囲にあると考える。一八界会子一貫はその五倍の二一八・七五文足になる。銀一両は銅錢では三五〇〇文足、一七界会子では八〇貫、一八界会子では一六貫であって(溢一圓=3500=43.75×80=218.75×16)、銅錢基準の換算により、銀・銅錢・会子(二種)の相場は均衡、整合性をもって成立するのである。博士の論拠には誤りがあり、その所論は成立しない。

## 二、会子相場の下落の推移

(一) 相場下落の時期的区分

不換紙幣となった以降の会子相場は、発行残高の推移とともに次第に下落するが、制度の変遷、会子の増発、会価の状況は既に諸研究により詳細が明らかにされている。<sup>6)</sup>ここでは専らその推移を四期に区分し、概括して整理することにする。

第一期 約二〇年間（一一六八―一一八九） 安定期

孝宗期淳熙末までの期間は、多少の変動はあっても概ね法定七七〇文程度の相場で推移していたことは前掲の『容齋三筆』から知られる。

第二期 約五〇年間（一一九〇―一二四〇） 統落期

光宗、寧宗期を経て理宗の端平年間までの約五十年であり、会子の増発は止まず相場は統落の一途をたどった。紹熙以降会子の発行と残高が次第に増大したことは、

紹熙元年、詔第七、第八界会子各展三年、臣僚言、会子界以三年為限、今展至再、則為九年、何以示信、於是詔造第十界立定年限。（『宋史』卷一八一食貨下三）

第七、八界会子を回収償却せず第九界を造り、第七、八界は三年延長し三界を同時に流通することを意図したが、臣僚の上奏により中止し第一〇界を造り第七第八両界の回収準備をした状況からその増発が知られる。光宗期は僅か五年であり、次の寧宗の慶元元年には『容齋三筆』にあるごとく六二〇文に下落し、相場の厳守を命令しているが効果はなかった。開禧用兵により当時の第一一・一二界会子は更に増発され、第一一界会子の回収に準備していた第一三界会子も追加支出に使用した。この第一一―一三界併用額は一億一千五百万貫に達した。嘉定二年には詔して改善の意見を徴し、会子の価格を減じた罪を緩め没収した家産を返還する措置をとり、第一一、一二、一三界会子の償却を、金、度牒、官告綾紙、乳香（総額二千余万貫）の放出と新会子で実施した。しかし、回収は新会一に対し旧会二の比率であった。嘉定三年には前掲史料『宋会要』に見るとおり、相場は法定の約半値三四百文になった。その後は資産に応じて会子保有を義務づけたり、称提について官僚の考課を厳しくする等の施策も試みたが効果はなく、寧宗時代は会子の低落は止まず理宗の時代に入った。理宗初期



は端平元年まで第一四・一五会子を回収せず行使し、両界の発行額は二億三千万貫に及んだ。さらに第一四界会子の回収に準備した第一六界会子を紹定四年の臨安大火の復興費用等に流用したため、三界の発行額は三億二千万貫に上った。宝慶、端平年間（一二二五―一二三六）には、江西の一七界の時価は一一五文に下落した。

第三期 約二五―二六四） 下落緩慢の小康期

理宗の嘉熙四年から淳祐、宝祐、開慶、景定の約二五―二六四）で、嘉熙四年に第一八界会子を発行し第一六界会子の回収に充てるとともに、第一八界会子一貫は第一七界会子五貫と等価とし、法定相場は一八界七七〇文、一七界は一五四文とした。この両界会子には界制を適用せず通用期限と発行額の制限がなく、淳祐六年（一二四六）には六億五千万貫に達した。

第四期 度宗の咸淳年間、南宋滅亡前の一〇年間（一二六五―一二七四） 暴落期

咸淳四年賈似道は見銭関子と称する会子を発行した。見銭と同様に取扱うとされ、相場は毎貫七七〇文足、一八界会子は比価三対一の二五七文足に設定された（一七界会子は減価が激しく間もなく廃止された）。官民に対してもに厳罰で臨み相場維持を図ったが、相場は暴落し物価は急騰した。

咸淳四年、以近頒見銭関子、貫作七百七十文足、十八界每道作二百五十七文足、三道準関子一貫、同見銭転使、公私擅減、官以贖論、吏則配籍。五年、復申嚴関子減落之禁。（『宋史』卷一八一食貨下三）

至咸淳年間、賈秋壑為相日、变法増造金銀関子、以十八界三貫準一貫関子、天下通行、自因頒行之後、物貨湧貴、錢陌消折矣。（『呉自牧』『夢梁録』卷二三都市錢会）

（二）官の相場維持諸施策の変化・会子平価切下げと複数相場の出現

基本策である会子発行の量的抑制と官有財貨の放出による会子の回収償却、流通残高の圧縮は、孝宗期には宋金間の平和が維持され軍縮も可能な好条件があり、財政収支の健全性は保持されたため概ね順調に実施された。淳熙三年（一一七六）における戸部の歳入二二〇〇万貫の半分六〇〇万貫は会子によるものであり、既にその程度まで会子が発行され流通していたが、在庫の金銀を放出して回収償却、外部に流通する残高を二〇〇万貫までに圧縮している。

淳熙三年（中略）当時戸部歳入一千二百万、其半為会子、而南庫以金銀換取者四百万、流行於外者纔二百万耳。（『宋史』卷一八一食貨下三）

宋金間四〇年の平和が破れた開禧用兵(一二〇六)以降は軍事費が激増し、財政収支は破綻し、それを賄うため会子の発行は増加の一端をたどった。会子発行残高の圧縮、適正化のための官有財貨の原資は窮乏し、乱発の制度的歯止めである界制も無視される状態に陥り、専ら会子平価の切下げによる強制的残高償却による傾向がみられるようになった。嘉定二年(一二〇九)の回収は、発行残高一、五六〇万貫余に対して回収原資は僅か二、〇〇〇万貫余の一七%である(淳熙三年の原資は六六%)。原資の枯渇により残る大半は、新会子の発行による回収であり、その際残高内容を構成する一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の原資は、新会子一に對し二の比率とされた。これは旧会子平価の切下げによる新会子平価の維持である。旧会子も国家紙幣として毎貫七七〇文足として価値を法定された本位貨幣である。それを新会子の半分三八五文足にする効果は、例えばそれまでの発行残高が一億貫とすれば、新会子で代替すれば発行残高は一挙に半減五〇〇〇万貫に圧縮される。新旧の会子平価の変更は、交換時における既発行会子残高の強制的償却である。嘉定二年の強制的償却額四七八〇万貫は残高の四一%強に達する。

嘉定二年、以三界会子数多、称提無策、会十一界除已収換、尚有一千三百六十万余貫、十二界、十三界除燒毀尚有一万二百余万貫、詔封樁撥金一十五万兩、度牒七千道、官告綾紙、乳香、湊成二千余万、添貼臨安府官局、収易旧会、品搭入輪。以旧会之二、易新会之一。(『宋史』卷一八一食貨下三)

この回収原資に当てる官有財貨は、さらに貧弱となり端平二年(一二三五)には、度牒等になり、会子の平価切下げによる強行策が主となるようになった。

端平二年詔、封樁庫支撥、度牒五万道、四色官資付身三千道、紫衣師號二千道、封贈勅誥一千道、副尉減年公據一千道、發下諸路監司、州群広収十六十七会子。(『統文獻通考』卷七錢幣会子)

嘉定二年、端平二年、嘉熙四年の新旧会子の平価切下げ強行策は、その効果として対象とする会子残高額をそれぞれ二分の一、五分の一、五分の一に圧縮した。端平二年の平価切り下げについては、

但見称提之令每下百姓、每受其害而貫陌益落、嘉定以一易二、是負民一半之貸也、端平以五易一、是負民四倍也。(『統文獻通考』卷七錢幣許衡代人擬奏)

とあり、食貨志の端平二年の條および『山堂考索』後集卷五二を勘案し、一七界会子による一四、一五界会子の一對五の平

価による回収と考へる。嘉熙四年の切り下げも一對五である。

(嘉熙) 四年九月令措置、十八界会子収換十六界、將十七界以五準十八界一券行用。如民間輒行減落、或官司自有違戾、許徑赴台省越訴。(『統文獻通考』卷七錢幣一)

とあり、注目すべきは一六界会子の回収償却に併せ一七界会子の平価も五分の一にして残高の圧縮を図り、一七界は法定相場一五四文で流通使用を継続させている。複数法定相場の出現である。会子造幣の費用と原料用紙難も加わり、七年には両会子の使用期限を廃止している。

七年、以十八界與十七界会子更不立限、永遠行使。(『宋史』卷一八一食貨下三)

咸淳の措置は既述のごとく、

咸淳四年、以近頒見錢関子、貫作七百七十文足、十八界每道作二百五十七文足、三道準関子一貫、同見錢転使、公私擅減、官以贓論、吏則配籍。五年、復申嚴関子減落之禁。(『宋史』卷一八一食貨下三)

これも複数相場を採用し、新発行の見錢関子は七七〇文に対し現行一八界会子の平価を三分の一の二五七文とし、平価切り下げによる残高の圧縮と会価の維持を図った(一七界は法定五〇文余になるが、減価著しく間もなく廃止された)。

これら会子平価切下げ措置は、民間に多大の損害を齎し不信不満を増大させた。会子を下落した市中相場(時価)で換算して使用する「減落会価」に対する刑罰の強化も並行して施行したが、一時的に新会子の相場を補強するに過ぎず、依然相場の下落は止まなかった。嘉定二年の措置の直後の三年には既述のとおり、相場は大暴落し半分になっている。会子の法定相場と市中相場の乖離は甚だしく、官の論理による相場の維持は、次第に現実的な修正を余儀なくさせられたのである。

### 三、官の論理の挫折と修正、崩壊

(一) 官価と時価・相場法定の矛盾拡大

会子の流通は会子建ての物価を生じる(銀の流通は未だ銀両建ての物価を発生はせず、一般的には換算して銅錢建てで表示される段階にある)。既述の史料によれば同一時点において、米一石が銅錢では八四〇文足、会子では一貫四〇〇文省の価格であった。会子一貫の市中相場は銅錢六〇〇文足であった。

仮に一石銅錢価格八四〇文足の米を官が会子で買い上げるとする。法定相場は一貫が銅錢七七〇文足に相当するから、銅錢八四〇文足は会子一貫プラス銅錢七〇文足となる。七〇文足は会子九一文 (七〇・七〇・七〇) となる。法定相場の会子建て価格は一貫九一文省であり、会子建て市中価格一貫四〇〇文省より三〇九文低い。

官価は通常官と民間との取引において官が設定する購入価格であり、市価を一応参考にするが、通常は市価を割って低めに設定される。一例として薬材の買い上げを見ると、牙人に品質と値段の鑑定をさせているが、厳しい要求のため牙人が応募しなくなっている。

(紹興六年) 二月二十三日詔、太府寺置牙人四名收買和劑局藥材、每貫支牙錢五文、於客人売藥材錢内支、如人中依市值定價、賁牙人辨驗無偽、濫堪充修合狀、監官再行審驗定價收買、如受情中売偽濫、並例外收買錢物、許人告每名支賞錢五十貫、並依偽濫律斷罪、及官知情各与同罪、不覺察減二等。五月十五日朝旨、每貫於客人、処更支牙錢二十文、以無人応募也。(『宋会要』食貨六四之四三)

これが法定相場の会子での支払いになれば如何になるか。前例の市中価格八四〇文足を買い上げる官価が八〇〇文足とする。官の支払いは会子一貫 (七七〇文足) プラス会子三九文 (三〇文足) の一貫三九文になる。売り手は市中相場での販売より三六一文の損となる。この場合の会子相場は法定七七〇文と市中相場六〇〇文との乖離 (約二二%) であるが、これが相場の下落により半分になり一割になればその損害は深刻な問題となる。しかし、会子一貫での買い上げの場合は、法定相場を厳守しようとするれば、官は躊躇が許されない。たださえ低い官価は下落した法定会子相場により二重に減価される。南宋後半の官価は、市中価格と異常なまでに乖離したこの会子建て官価であると考えてよい。

特に南宋の軍餉調達、和糶は悪名が高い。それでも孝宗期にはまだ配慮が見られる。

(乾道) 四年、糶本給会子及錢銀、石二貫五百文。(『宋史』卷一七五食貨三上)

嘉定頃から会子相場の下落が加わり、それは収奪同様なものになった。

嘉定十有一年、(中略) 請問和買之弊、則曰名和買而不給直、此以往時民不為病、今之弊在虛額。(『景定建康志』卷四一)

理宗期の江西における和糶の場合、米五斗当たりの和糶原資として支給するのは、法定七七〇文であるが、時価は一一五文

に下落した一七界会子一貫であるとの無名氏の記事がある。

理宗朝、史嵩之当国、(中略) 順流而下撥赴暹州、廟堂會計糶運到辺、每一軍斛止計本錢十七界会一道、時江西十七界百十五錢、可不謂之深刻乎。(『東南紀聞』卷一)

端平元年(一二三四)南宋は蒙古と連合して金を減ぼしたが、翌年から蒙古と交戦状態に入った。史嵩之(『宋史』列伝一七三)は、軍餉調達計画の責任者「詔令嵩之籌画糧餉」であり、嘉熙三年(一二三九)まで中央、さらに現地での任務に当たった。この記事はその端平、嘉熙年間のものと考えられる。この会子価格による米価が如何なるものであるかを理解するため、その数十年後の宝祐年間(一二五三―一二五八)の浙東明州における会子建て米価と比較する。

定海旧海塘田(下略) 每碩折錢四十八貫文、仍以為定例、米計三百八碩七斗四升、其折錢一万四千八百一十九貫五百二十文十七界。(『開慶四明統志』卷四)

既述したところであるが、宝祐年間に明州の一七界会子の時価は毎貫五五文足である。

息錢一万貫紐作見錢五百五十貫足。(『開慶四明統志』卷五東門庫)

この米価は錢に換算すると一石二貫六四〇文足である(80×55=4400)。江西の糶価は一石当たり一七界会子二貫であり、会子は毎貫一一五文であるから、一石あたりは明州の一割以下の錢二三〇文となり、まさに異常に低い収奪的な価格であることが分かる。

和糶に限らず通常の官の調達も購入価格が市価と著しく乖離する。銅錢の流通が減少し会子が普遍的に使用されるにつれ、物資の購入をめぐる官民間の摩擦、トラブルは多発した。民間の被る被害は大きく、對抗策として会子建て価格を大幅に引き上げ、会子建て価格の物価騰貴が生じる。下級官吏、兵士等の俸給生活者、下層都市住民は物価高に直面し生活が窮乏し、生活物資の購入にも不払いが起き、商人は休業、閉店して逃避し、日用生活物資の購入にも事欠く状況で、人心は不穏な状態になる。首都においてはさまざまな名目で、住民と軍隊に対して見舞金を会子で支給する事態が頻発した。

戊午以禱雪、出封樁庫十八界楮幣二十万、賑臨安細民、犒三衛諸軍亦如之。(『宋史全文』卷三三)

『宋史全文』は、同様な首都の人心、治安対策としての賑恤、犒給の記事が多数ある。また会子による支払いが主体となったことで、会子建て価格の高騰により地方官衙は資金難、会子不足に苦しむ状態となり、政府は増加支給の措置をとって

る。

淳祐二年詔、在外諸軍請給楮幣、權以十八界三分増給。明年又以制臣李曾伯言、命淮東西総所、餉軍券錢並給楮四分、皆以楮賤故也。〔『統文獻通考』卷七錢幣一〕

(二) 基本方針の実質的転換・市中相場の容認

法定相場を厳守し、会子の市中相場による換算使用を禁止する基本方針は、経済原則によつて生ずる現実との矛盾の拡大により転換を余儀なくされた。しかし、建前としてはあくまで変更せず、末期の咸淳四年の見錢会子発行に際しても「公私擅減、官以贓論、吏則配籍」とし、五年には重ねて「復申嚴関子減落之禁」を命じている。このため直接史料による明確な官の公式方針転換は確認し得ない。しかし、次のごとき当時の現実対応的な諸事実、諸措置を傍証にすれば、その変化は立証確認しうるものと考ええる。

(1) 時価による購買の励行、官価濫用禁止の指示

前述した官価による購買による事態とその対処を指示する次の史料がある。

嘉熙三年、臣僚言、今官司以官価買物、行鋪以時直計之、什不得二三。重以遷延歲月而不償、胥卒並縁之無芸、積日既久、類成白著、至有遷居以避其擾、改業以逃其害者。甚而蔬菜魚肉、日用所需瑣瑣之物、販夫販婦所資雖以營斗升者、亦皆官価強取之。終日營營、而錢本俱成乾沒。商旅不行、衣食路絶。望特降睿旨、凡諸路州県官司買物、並以時直、不許輒用官価、違者以贓定罪。從之。〔『宋史』卷一八六食貨下八〕

この指示は官、官吏の権力による不払い、収奪を禁止し、市価を無視した購入官価を禁止し取締まるもので、市価には銅錢建てと会子建てと二種類があるが、その会子建ては市中相場による。従つて少なくとも会子の市中相場は公認し、その使用は会価減落の罪ではないとしたものである。

(2) 淳祐十二年(一二五二)には、地方官衙に対し本来見錢で納入すべき部分までを、時価換算の会子納入を認める事態が見られる。これは不評をかい翌年には錢会中半を適用し旧に戻している。しかし、市中取引ではなく公的分野において時価換算を承認したことは、既に会子の使用が市中相場によることの一一般化を示している。

淳祐十二年、監察御史劉元龍言、楮幣積輕、宜因各路時值、令州県折納純用楮、從之。後公私交病、明年仍用錢会中半。

〔続文献通考〕卷七錢幣一)

その一〇年後は同様な傾向が拡大し、急遽禁令を出している。

景定三年都省言、諸路州県税租見錢、用時価折納会子、以重楮也。州県間有故行違戾者、詔諸路提刑躬視所部、違者効之。(同前掲史料)

これらは法定相場の厳守と錢会中半制が、次第に有名無実化し崩壊の過程にあつたことを物語っている

(3) 秦九韶『数書九章』の換算例題

この数学書は淳祐七年に刊行され広く流布し、読書人、特に計算職の官僚、胥吏の教本になつたと考えられる。数学書ではあるが当時の計算慣行を反映する貴重な史料である。書中に地方官衙会計における会子の市中相場(時価)による換算例題が二題ある。

①卷一 大衍類 推庫額錢

七箇所の足錢日収額の等しい庫からの納入を、見錢でなく旧会子(一七界)の時価換算で認めた場合、その日収の足錢額とその省錢換算額及び納入した会子額並びに月日数三〇日の月、二九日の会子月額の計算である。

問有外邑七庫、日納足息錢適等、通年成貫整納、近縁見錢希少、聽各庫照当処市陌、準旧会、其甲庫有零錢一十文、丁庚二庫、各零四文、戊庫零六文、余庫無零錢、甲庫所在市陌市十二文、通減一文、至庚庫而止、欲求諸庫日息元納足錢展省、及今納旧会并大小月分各幾何。

答曰諸庫元納日息足錢二十六貫九百五十文、展省三十五貫文。

甲庫日息旧会二百二十四貫五百一十文。

大月旧会六千七百三十七貫五百文。

小月旧会六千五百一十二貫九百二文。(乙庫以下は省略する)

この問題は「大衍求一術」として知られ、現代数学の連立一次合同式に当たる。ユークリッドの互除法に類似した計算を繰り返して解を得るが、その説明は省略し旧会子(一七界)の時価で如何に換算しているかを見ることにする。甲庫所在地の換算率は市陌一二文である。これは会子一貫当たりでなく一〇〇文当たりの銅錢市中相場(時価)であり、市陌一二文とは貫

当たりの市中相場が一〇〇文のことで、換算比率は〇・一二になる。甲庫の足銭は二二四貫五〇文である（諸庫元納日息足銭二十六貫九百五十文の省銭への換算は対足銭比価〇・七七で除算すれば、三五貫になる）。会子への換算は換算後一〇文の端数を生じるとあるから、換算は端数の一〇文を控除し〇・一二で割ればよい（ $26.950 \div 10 = 0.12 \times, \times = 224.500$ ）。会子換算額は二二四貫五〇〇文である。解答は二二四貫五〇〇文とあるが、これは当時特有の数字表記法であり、会子二二四貫五〇〇文と銅銭一〇文の貫文区分をせず合算計上している。大月額計算は次のごとくなる（ $24.500 \times 30 + 224.500 \times 10 = 6735000$ 、 $6735000 \div 2500 = 2694$ ）。  
大月額計算は次のごとくなる（ $24.500 \times 30 + 224.500 \times 10 = 6735000$ 、 $6735000 \div 2500 = 2694$ ）。

### ② 卷十一 錢穀類 折解輕齋

問有甲乙丙丁四郡、各合起上供銀絹、甲郡銀三千二百兩、每兩二貫二百文足、絹六万四千匹、每匹二貫文足、去京一千里、每担一里、傭錢六文足、其時旧会毎貫五十四文足、乙郡銀二千七百兩、每兩二貫三百文足、絹四万九千二百匹、每匹二貫四百二十文足、去京九百八十里、每担一里、傭錢四文二分、旧会価五十九文足、丙郡銀四千兩、每兩新会九貫三百文、絹七万三千六百匹、每匹新会一十貫三百文、去京二千里、每担一里、傭錢八十文旧会、丁郡二千六百兩、每兩五十一貫文旧会、絹三万二千三十五匹、每匹五十八文旧会、去京一千五百里、每担一里、傭錢一百文旧会、諸郡銀每五百兩、絹每六十匹、新会毎五千貫為担、欲並折新会、均作三限起解、求各郡每限及本色元理折解、实用寛余傭錢、各新会幾何。

地方から首都への上供について、現物でなく新会子による代納の問題で、各郡毎の上供錢物の新会子換算総額及三分割しての各上供額、現物輸送の場合の運搬費(傭錢元理)及びそれを軽量な会子に代えた場合の実額(実用)とその差額(寛余)を求められている。各郡毎に首都からの距離並びに銀、絹、傭錢の単価を旧会(一七界、新会(一八界)、足銭で示している。換算問題であり、数字の桁数は大きくなるが難しい問題でなく、伝統的な運輸の最適化の「均輪」の例題である。解答と計算過程は省略するが、旧会の市中相場は毎貫五四文、五九文、であり新会は旧会の五倍で計算している。

以上は既に淳祐年間(一二四一～一二五二)において、官衙会計が法定相場毎貫七七〇文に拘泥せず、会子を時価換算していたことを窺わせるものである。



(4) 地方志の会計記事

換算計算の実例を二、三地方志記事から挙げることにする。

①足銭の会子換算

淳祐四年(一二四四)、明州においては、一七界会子の時価は每貫七〇文(法定一五四文)であり、醴酒庫の息銭中の銅銭を時価により、会子に換算計上している(28兩・0.07 = 400兩)。

(四年)息銭一千五百貫会十七界、内見銭二十八貫足抵四百貫。(『宝慶四明志』卷五叙賦上)

②会子の見銭換算

既に引用したが、『嚴州図経』一学校に会子の見銭換算と合算計算がある。

又日収五百文会九百四十四文足。

その注記に、「都稅務納、福昌店賃屋錢三十五文足五百文会、賃屋錢九百九文六分足」とある。計算は会子一貫の時価を七〇文足として、見銭換算は三五文足とし、見銭での賃屋錢九〇九文六分足と合計している[ $(500 \times 0.07 = 35) + 909.6 = 944.6$  (これは正確には「内会子五百文抵見銭三十五文足」を省略した当時の表記法である)]。

③会子による全納

淳祐年間からその傾向が始まった租税や上供の会子による全納は、末期の咸淳期になると各地において常態化したものと思われる。

(咸淳)三年請于朝、並用関会起解、常平坊場錢亦如之、自此為例。(『景定建康志』卷四十税賦)

これらを通じて建前と本音が錯綜して矛盾する諸史料の中に、官の固守する法定相場、錢会中半制等が次第に形骸化し、官の論理が崩壊していった過程が浮かびあがってくる。

あとがき

南宋の代表的国家紙幣である官会子を規定する二つの論理、貨幣の価値は国家権力、官の法定するものとする論理と、これに対しての貨幣の市場原理即ち流通量と購買力により規定される貨幣自体のもつ論理、この二つの相剋における官の論理

の崩壊過程とその実態を解明し、さらに貨幣市場における銅銭、会子、銀の三者間の相場が均衡、整合性をもって形成されることを明らかにした。最後に会子とインフレーションの問題、南宋の社会経済における会子の評価を試みることにする。

乾道四年（一一六八）不換紙幣としての官会子発行の六〇〇余年後、アメリカ独立戦争のため大陸会議は、「大陸紙幣 Continental」と呼ばれる不換紙幣を発行した。

「一部は州の発行もあり全部で五億ドルが流通した。結果はインフレーションであり、戦争の終わり頃には、ヴァージニア州では一足の靴が五〇〇ドルとなり、衣服一揃いは一〇〇万ドル程度になったといわれる。しかし、他に方法はなかった。税金で戦費を支払うことはできなかつたのである。紙幣がこの時代の救いとなつたのである。この点もまた歴史家は認めようとしなかつた。戦争に勝つた時に、健全通貨主義者が歴史を書いたのである。彼らは資金調達方法は大変な間違いであつただけ言い、実際問題としてどうできたか、どうしたらよかつたかについてはなんの説明もしなかつた。」

南宋の紙幣も同様に、軍事費による財政難と加えて銅銭の不足を契機とするものであり、多くの史書、文集は楮弊として乱発と物価騰貴を挙げマイナス面を強調する。

しかし、第一に指摘すべきは点は、そのインフレーションは、孝宗の乾道以降度宗の咸淳までの約一一〇年の期間を考えると、全体としてはクリーピング（忍び足の）・インフレーションであり、開禧用兵直後の嘉定年間、並びに最末期咸淳年間の賈似道の悪名高い見銭関子の発行以後の状態もギャロッピング（駆け足の）・インフレーションであつて、前述の「大陸紙幣」やフランス革命時のアッシニヤ紙幣、第一次大戦の有名なドイツ・マルクのハイパー（超）・インフレーションではない。

身近な日本の場合と比較を試みる。南宋官会子の発行量増加率と物価上昇率を、わが国の明治二六年（一八九三）から平成五年（一九九三）現在までの、一〇〇年の同期間と対比した場合どうであろうか。勿論社会経済的諸条件が大きく相違し、単純に比較することは問題があるが、その紙幣発行量増加率と物価上昇率に限れば日本の場合に比してはるかに低く緩やかである。

南宋の会子発行額は、孝宗乾道四年（一一六八）の一〇〇〇万貫を基準とすれば、その六四年後の理宗紹定五年（一二三三）の三億二〇〇〇万貫は三二倍、淳祐六年（一二四六）は六億五〇〇〇万貫、景定四年（一二六三）からは毎年五〇〇〇

万貫が咸淳三年（一二六七）までの五年間に発行され、咸淳四年（一二六八）には約九億貫となり、その後の関子の発行により残高は一〇〇倍の一〇億貫に達したと考えられる。<sup>8</sup>

これに対して日本の紙幣発行額は明治二六年の一億八七八二万円から、一〇〇年後の平成五年には三三兆八五三〇億円となり、増加率は約一八万倍である。<sup>9</sup>

南宋の物価上昇率の具体的数値については、今後改めて検討すべき課題と考える。しかし、ここで取敢えず概括的な推算を試みることにする。当初毎貫時価七五〇文程度が理宗期には一八界一貫が二五〇文となり、約三分の一に下落している。会子建て物価は乾道期に比較すると平均三倍程度上昇したと考えてよい。

一方銅銭建て価格については、石当たり米価が乾道期（一二六一―一二七〇）二八八一文、紹定期（一二三一―一二四〇）三四八〇文、淳祐期（一二四一―一二五〇）一一五九四文とする研究がある。乾道期を基準とすれば各々一・二倍、四・〇倍で、平均して二・三倍程度と考えられる。紹定期会子発行額が三億二〇〇〇万に達した頃には、銅銭建て価格も倍加したとある。

且未有楮之時、諸物皆賤、楮愈多、則物愈貴、計以實錢猶增一倍。（戴埴『鼠璞』上卷楮券源流）

見銭関子の発行以後激しく物価が急騰したとされる咸淳期、その騰貴率は以前の一〇倍に達したとの考え方が<sup>10</sup>ある。

この見解は多分正しいものである。何故ならば理宗期までは一八界会子、一七界会子は各々時価二五〇文、五〇文を下廻る程度の時価であった。咸淳四年（一二六八）一貫七七〇文足とする見銭関子の発行により、一八界は毎貫二五七文足の三分の一に切下られ、一七界はやがて廃止された。

法定七七〇文足とされた一八界の時価が、その約三割の二五〇文足であったことから、法定相場が三分の一の二五七文足に引下げられれば、その時価は先ず二五〇文の三分の一である八〇文足程度まで急落するのは当然であり、その後南宋最末期の混乱も加わって、更に一〇分の一の二五文足程度まで下落したことは十分ありえたと考える。関子発行による咸淳期の会子建て物価急騰率は、それまでの基準会子であった一八界会子相場の下落率に、逆比例しての最低三倍から最高一〇倍程度のも<sup>11</sup>と判断する。一八会界子の時価を二五文とすれば、当初乾道期の時価水準七五〇文の三〇分の一であり、会子建ての物価水準は約一〇〇年の歳月を経過した咸淳期においても、平均三〇倍の上昇に止まったといえる。<sup>12</sup>

前掲アメリカの大陸紙幣の場合、数年間で当初靴が五ドルとすれば一〇〇〇倍、一〇ドルとして五〇〇倍となり、まさにハイパー・インフレーションに外ならない。

日本の物価上昇率を卸売物価指数でみると、南宋の物価上昇率とは比較にならない高い上昇率である。平成五年（一九九三）には一〇〇年以前の明治二六年（一八九三）の二二二〇倍に騰貴している<sup>15</sup>。

会子発行の意義は再評価されてしかるべきである。産銅量が激減し銀の産出も限られた状況下、何をもって経済の必須とする貨幣を供給しえたであろうか。また軍事費の増大を何によつて賄えたであろうか。最末期や戦乱地域は別として、会子が一〇年の大半にわたり南宋の社会経済に恒常的な不安と混乱を引き起こしていたとは考えられない。会子の財政、商取引のみならず庶民生活への浸透は、重く不便な銅銭の桎梏から貨幣流通を解放し、そのクリーピング・インフレーションは経済活動を活性化させ発展させた。

しかし、中国の貨幣はやがて元、明初をへて、再び本位貨幣としての紙幣を使用することなく伝統的金属貨幣に立ち戻り、本位貨幣として銀を加えた銅銀本位制となった。たしかに南宋の会子は先駆的ではあったが、出現が早すぎた夭折の貨幣でもあった。

### 【注】

○『宋会要輯稿』『宋史全文統資治通鑑』は、『宋会要』『宋史全文』と略称。

(1)

① 斯波義信「南宋の市糶」（『宋代江南経済史の研究』東京大学東洋文化研究所、一九八八）

課税制度の不備、矛盾による税収確保の困難、増大する軍事費、南宋の財政的基盤の脆弱性について、総合的な視野から論じられている。

② 宮崎市定「五代宋初の通貨問題」第二章六節（星野書店、一九一九）

中原が銅銭本位を維持した理由の一つとして、俸給として銅銭を受ける軍隊と銅銭との密接な結合、銅銭による俸銭の支払いを重視したとしている。

③ 給与に不満があると、傭兵は激しく反撥をする。

（紹興二十有二年）二月（中略）州民皆以香花踵道迎官軍、（中略）當誓賞軍、逢命人支錢十餘、時食物貴賤、炊餅一直數十錢、諸兵得賜、

擲地大詬曰、我等捐軀下河州、今性命之賤、乃不值一炊餅也。〔建炎以來繫年要録〕卷一九七

④南宋の主力戦闘部隊である大軍兵士の兵員数と費用については、乾道初期の地域毎の配置数及び兵員一人当たり二〇〇貫の費用の史料がある。乾道三衛江上四川大軍、新額総四十二万八千人、(中略) 其後諸軍増損不常、然大都通不減、四十餘万、合錢糧衣賜約二百緡、可養一兵、是歳費錢已八千万緡、宜民力困矣。〔建炎以來朝野雜記〕甲集卷一八乾道内外大軍数

いま仮に年額二〇〇貫のうち俸銭がその一割の二〇貫とし、四川地域の兵員数八万八〇〇〇人を除いた地域の兵員三二万に對し銅銭で支給するとすれば、年額六四〇万貫の銅銭を必要とする。

⑤南宋兵士の給与については、長井千秋氏の給与額と給与方式に関する詳細な研究論文「南宋軍兵の給与」がある。(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京大人文科学研究所 同朋舎、一九九三)

② 加藤 繁 「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子の關係に就いて」(『支那經濟史考証』下、東洋文庫、一九七四)  
その一五二頁―一五六頁において会子の銅銭相場の形成を取りあげている。

③ 草野 靖 「南宋行在会子の發展」上・下(『東洋學報』四九一―二、一九六六)

④ 梅原 郁 『名公書判清明集訳注』二〇一(同朋舎、一九八六)の訳文を引用した。

⑤ 高橋弘臣 「南宋江南の貨幣」(『史學雜誌』一〇五一、一九九六)「会子価値下落の防止こそが、錢会中半制採用の目標であったのである」とする。

⑥ 曾我部静雄 「南宋の紙幣」一・二(『宋代財政史』生活社、一九四二)

草野 靖 「南宋行在会子の發展」上・下(『東洋學報』四九一―二、一九六六)「南宋東南会子の会制と発行額」(『劉子健先生頌壽記念論集』同朋舎、一九八九)

全漢昇 「宋末的通貨膨張及其對於物価的影響」(『歴史語言研究所集刊』一〇、一九四八)

⑦ ジョン・K・ガルブレイス、都留重人訳 「不確実性の時代」(株式会社ティビエス・ブリタニカ、一九七八)

⑧ 『宋史』卷一八一食貨下三によれば、

① (景定四年) 復日増印会子一十五万貫。とあり、年間約五〇〇万貫となる。景定五年から咸淳三年の四年間に二億貫以上が増発された。

② (咸淳七年) 以行在紙局所闕子紙不精、命四川制司抄造輸送、每歲以二千万作四緡。とあり、闕子八〇〇〇万貫が増発された。

⑨ 資料は日本統計研究所編『日本經濟統計集』明治・大正・昭和(日本評論新社、一九五八)総務庁編『日本統計年鑑』(一九九五)に拠る。

⑩ 宮沢教授は「南宋期の物価騰貴を計算すると、一一〇〇年から一二三〇年までの一二三〇年間における七倍の騰貴の年平均は約一・五%、三―四倍の年平均は約一・〇%になる。要するに、宋代の長期的物価騰貴は西夏・金・モンゴルとの軍事的緊張が高まったおりに急激に見られ、

それを除くと北宋では殆ど変動は見られず、南宋でも極くわずかず上昇したに過ぎない。」とする（宮沢知之「宋代の価格と市場」『宋元時代の基本問題』汲古書院、一九九六）。

(11) 彭信威『中国貨幣史』（上海人民出版社、一九八八）の四八七頁に掲載する米価資料（石単位）によれば、乾道期の一一六一―一二七〇は二八八一文、紹定期一二三二―一二四〇には三四八〇文、淳祐期は一一五九四文としている。乾道期の一・二倍、四倍である。

(12) 全漢昇氏は「宋末の通貨膨張及其對於物価的影響」において、度宗期の物価騰貴について、明確な騰貴率を記載した文献はないが、恥堂存稿卷六にある桑貴有感の詩「三百變三千、十倍価何穹」から、他の物価騰貴率も概ね同様とする。

(13) 一八界会子建て物価の騰貴率を、宝祐六年（一二五八）と咸淳六年（一二七〇）の二二年間の時差をおき、地点は明州と臨安府と異なるが同じ江南の米価により測定する。宝祐六年明州では米一石一七界会子で五〇貫であり、これを一八界会子に換算すると一〇貫である。咸淳六年臨安では計算すると、米一石一八界会子三〇・六貫となり、三倍強に騰貴している。

（玉祐六年）定海淘湖田計二十六畝三角一步、租米五十三碩二斗五升四勺五抄、每碩折錢五十貫文十七界、計二千六百六十二貫八百二十一文十七界。（『開慶四明統志』卷四）

咸淳六年（中略）本府併与預行代納九界、其管米八千八百一石有奇、紐計価錢十八界会子二十六万九千五百五十貫有奇準。（『咸淳臨安志』卷五九）

(14) 咸淳期とそれ以前における会子建て物価の変化を、一八界会子により測定するのは、それが会子流通量の大部分を占め、広く庶民階層にも使用された社会の基準通貨としての地位にあった。

(15) 昭和九―一一年を一・〇とした卸売物価指数は、明治二六年は〇・三二九、平成五年は七〇八・一であり、明治二六年の二二二〇倍となる。小売物価指数は統計資料の欠如により明治期と対比はできないが、基準年次の一八二二倍である。資料は前掲と同じ『日本経済統計集』、『日本統計年鑑』による。